

労働保険事務組合の認可を取得

2024年4月

代表者も労働保険の適用を！



労働基準法上、通常事業所の代表者は働く人を雇い入れると雇用契約を結びます。

私たちワーカーズ・コレクティブの代表者は、大きな資本をもって社長業を務める一般の企業とは違い、メンバーと共に働きます。代表も対等な関係で働き、替わりあうワーカーズ・コレクティブの場合、代表者も労災保険に加入する必要にせまられます。

誰もが同じように働くのだから、働く上でのリスクも同じです。しかし代表者が労災に加入するには、労働保険事務組合を通して加入するしかありません。

様々なハードルを乗り越え



そこでワーカーズ・コレクティブが集う連合組織、埼玉ワーカーズ・コレクティブ連合会では労働保険事務組合の認可取得を目指し、様々な条件整備を行いました。そしていよいよ埼玉の労働局への認可申請をおこなったところ、このような働く人も代表者も対等に労働を担う事業所は他ではなく、事務組合の認可を出す労働局は難色を示しました。

対等に働く組織が社会に求められて、労働者協同組合法が施行になった状況も説明しましたが、「事務組合は企業の代表者の集まりに認めるもの、前例がない」との見解でした。

厚生労働省に理解を
もとめました



労働保険事務組合を統括しているのは厚生労働省です。

そこで厚生労働省を訪ね、認可ができるように依頼しました。「一般社団法人としての認可申請を」とアドバイスがあり、申請にいたりました。



2024年4月4日
埼玉労働局にて、総務部鈴木部長より
認可通知書を受け取る後藤代表理事。

会場には労働局総務部の労働保険適用指導官の方や職業安定部の厚生労働事務官の方など6名ほどの関係者が同席され、鈴木部長からは「労働局と事務組合で協力しながら、労働保険事務組合の重責を担っていただきたい」とのお話がありました。

ワーカーズ・コレクティブに
特化した事務組合を



長く法律の規定がないまま、出資し、働き、ともに経営もする三位一体の組織で事業運営を行ってきたワーカーズ・コレクティブは、労働基準法の外に置かれているとの認識で、必ずしも労働保険への加入をせずに民間の保険等でカバーして来た経緯があります。

働く人を求める、誰もがワーカーズ・コレクティブで働くことを可能にするためには、労働基準法に準拠し労働者は公的な保険で守られることが必要です。

労働保険に関する情報発信や学習会の開催などを実行する事務組合を目指していきます。



4月から労働者協同組合に移行

この4月から5団体が労働者協同組合に移行しました。昨年4月に移行した「労働者協同組合つどい」と合わせて6つの労働者協同組合が、連合会に加わっています。

- ・労働者協同組合
ワーカーズ・コレクティブハニーBee
- ・ワーカーズ・コレクティブ SOU 労働者協同組合
- ・労働者協同組合ワーカーズ・コレクティブそら
- ・労働者協同組合ワーカーズ・コレクティブ旬
- ・労働者協同組合 W.co たすけあい輪つはつは